

<別紙1>

滋賀県パートナーシップ宣誓制度(骨子案)に対して提出された意見・情報ならびに県の考え方および対応について

実施期間:令和6年3月21日(木)から令和6年4月22日(月)まで

意見等の件数:17人から計47件

提出された意見等の内訳

項目	件数
1.制度の趣旨	4
2.制度の概要	3
3.定義	0
4.制度の基本設計	9
5.手続きの方法等	6
6.本制度に対応する行政サービスの提供等	9
7.県内市町の宣誓制度との関係	0
8.制度運用開始時期	1
その他	15
意見・情報 合計	47

No.	案への御意見		県の考え方	
	項目	御意見等(要約)		
1.制度の趣旨				
1	1	-	「パートナーの関係を認めてほしいという当事者の思いに応え」とありますが、認めないという事例があるのか統計データなどを示してほしいです。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律は個人的に馬鹿げた法律と理解しておりますが、一部の意見をまるで多数の意見のような事実に見せかけて既成事実を形成し、そこに多額の税金を投入することは控えていただきたいと思えます。今回の骨子の制度を進めていく上での最終目標がどうしていくのかどこを目指しているのかロードマップのようなものを示してください。	LGBT等当事者の中には、例えば周囲からの偏見や差別に苦しんだり、パートナーとの賃貸住宅への入居が難しかったりする等、様々な不安や困難を抱えている方がおられることが令和3年度の人権に関する県民意識調査の結果等からうかがえます。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(以下「LGBT理解増進法」という。)」の趣旨を踏まえ、本制度の運用・周知を通じて、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係を認めてほしいという当事者の思いに応えること等により、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指してまいりたいと考えています。
2	1	-	事実婚のカップルも対象に含めるよう、制度の趣旨に補足してください。事実婚のカップルも含めて生活上の不便の軽減につなげることににより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指すことが望ましいのではないのでしょうか。	本制度は、「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係を認めてほしいという当事者の思いに応え、また、生活上の不便の軽減につなげることを目的としています。現状において、当該当事者に対する行政サービス等の提供状況が、事実婚関係にある方に比べても、より限定されていることから、まずは本骨子案の対象者から本制度を実施することが必要であると考えています。
3	1	-	今回の県の素案の趣旨に賛成します。また、未成年の子の氏名も記載でき、子育てにかかわる支援も受けられることができるとあり、ぜひとも制度を導入していただきたい。	「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係を認めてほしいという当事者の思いに応えること等により、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指してまいります。
4	1	-	病院に勤務しており、病状説明や緊急時の対応、その他、入院生活の支援など、ご家族との連携が必要な場面がたくさんあります。戸籍上同性の方であれば、実際は家族として生活されていても、現在の日本では法律上の家族となれないために、カルテや同意書に関係を記入する際に「友人」「知人」とそのつどあいまいな表現をしているのが現状です。関係性がわかりにくく、病状説明や急変時の代理意思決定など、繊細な内容をどこまでお話ししてよいのか、とまどう場面が多々あります。患者さんにしても、病気でつらい中、初対面の相手に自分の性的指向から説明するという負担を強いられます。県の認定制度により、医療機関にとっても利便性が期待でき、賛同します。	県が交付する「パートナーシップ宣誓書受領証」により、多くの医療機関においてサービスが提供いただけるよう、本制度の周知を図ってまいります。
2.制度の概要				
5	2	-	1ページ2制度の概要についての第三項目(パートナーシップが解消された場合、宣誓書受領証返還届を一方の宣誓書のみから提出できること)は申請は双方からにすべきと考えます。理由は民法上の婚姻における離婚と同様で当事者間の合意が必要だと考えるからです。	本制度では、パートナーシップの解消時に、民法上の婚姻のように離婚調停の申し立てを行うことができません。このため、パートナーシップを継続することができない状況となった場合に、トラブルを 방지、すみやかに関係性の解消ができるよう、一方の宣誓者のみから提出できることにしています。一方の宣誓者のみから返還された場合には、他方の宣誓者に受領証の返還を求めます。
6	2	-	子の名前も記載できることは子どもの権利の上でも良いと思えます。私は他府県在住ですが、多文化共生のまちづくりなどの人権施策がすすんでいます。滋賀県といえば大津のいじめの事件を思い出しますが、そこからのいじめ対策など過去の反省から学ぶことは多くあり、国をも動かす大きな力になると思えます。パートナーシップ制度も、もしかしたら今後は同性婚が認められる時代になるかもしれませんが、それを見据えながらも、今必要としている人に届く制度が早期に実現することを願っています。	「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係を認めてほしいという当事者の思いに応えること等により、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指してまいります。

No.	案への御意見		県の考え方
	項目	御意見等(要約)	
7	2	-	<p>「○宣誓書受領証に未成年の子の氏名等も記載可能とする。」 →「○宣誓書受領証に子の氏名等も記載可能とする。」として ください。</p> <p>(1)「未成年の子」の未成年を削除し、成人した子についても 希望するカップルは記入できるようにしてください。</p> <p>(2)この場合の「子」について、「実子・養子・里子」をカバーし てください。</p> <p>(3)「親など近親者の氏名」も希望者は併記できるよう、同居 の親族も対象に加えてください。</p> <p>(1)受領証に未成年の子の氏名を記載可能としたのは、一方の当事者に 未成年の子がいる場合、園への送迎や病院での付き添いなどの場面にお いて、子との関係性の説明がスムーズに行えるようになる等、子育てに関 する困りごとの軽減につなげるためです。 このため、成人した子の氏名については記載の対象外とします。 ただし、受領証に記載した子が成年に達した場合、子の氏名の記載の削除 は不要とします。</p> <p>(2)本制度の趣旨から、実子または養子を記載の対象とします。里子は、 里親制度において対応できるため、記載の対象外とします。</p> <p>(3)子以外の家族については、本人がそれぞれ関係性を説明できると考 えているため、記載の対象外とします。</p>
4. 制度の基本設計			
(2) 制度の法的な効力			
8	4	(2)	<p>意味のない政策だと思います。「法律上の婚姻とは異なる制 度であり、法的な権利や義務の付与を伴うものではない。」と の記載があります。したがって、宣誓書を付与することのメリ ットが見えないかと思えます。</p> <p>本制度は法律上の婚姻とは異なる制度であり、法的な権利や義務の付与 を伴うものではありませんが、まずは制度を導入し周知を行うことで、性 的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を 深め、偏見や差別の解消につなげることができます。また、宣誓書の受領 により、当事者の心理的な充足や、行政サービス等が利用できるなど、法 律婚ほどではありませんが、当事者にはメリットがあると考えています。</p>
9	4	(2)	<p>先月、札幌地裁で同性婚を認めないのは、違憲と判断が下さ れたからには、設けるパートナーシップ宣誓制度はできるだけ 可能な限り婚姻に近いものにするを希望します。</p> <p>本制度は滋賀県が定める制度であり、婚姻により生じる法的な権利や義 務の付与を伴うものではありません。 「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデン ティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関 係性を認めてほしいという当事者の思いに応えること等により、すべての 人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指してまいります。</p>
(3) 利用対象者			
10	4	(3)	<p>関係性がわかりにくいのは同性のパートナーだけでなく、夫婦 同姓の理由等で事実婚となっている方がいます。このような 事実婚の方に対してもパートナーシップ制度の対象になれば 良いと思います。</p> <p>本制度は、「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェン ダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、 パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応え、また、生 活上の不便の軽減につなげることを目的としています。 現状において、当該当事者に対する行政サービス等の提供状況が、事実婚 関係にある方に比べても、より限定されていることから、まずは本骨子案 の対象者から本制度を実施することが必要であると考えています。</p>
11	4	(3)	<p>今回はあくまでも性的マイノリティのためのものですが、でき れば事実婚(異性同士)のパートナーも認めてほしいです。結 婚の形は必ずしも婚姻届を出したカップルだけではありません 。選択的夫婦別氏制度すらなかなか進まない世の中ですの で、ぜひご検討ください。</p>
12	4	(3)	<p>「一方又は双方が、性的指向が異性のみの者以外の者または ジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、」 という限定を削除し、双方が性的マイノリティでない二者も対 象に含めるよう要望します。</p> <p>本制度は、「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェン ダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、 パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応え、また、生 活上の不便の軽減につなげることを目的としており、双方が「性的指向が 異性のみの者以外の者またはジェンダーアイデンティティが出生時の性と 異なる者」でない二者は、本制度の対象とはしません。</p>
(4) 宣誓の要件等			
13	4	(4)	<p>宣誓の要件として「②配偶者がいないこと」とされていますが、 現在婚姻関係にあるカップルのどちらかが性別移行を希望し ており、双方が婚姻関係を解消することを望まない場合にも 適用される事によって、外見の性別による偏見をパートナ ーシップ証明によって否定できる方向に向かうと考えます。</p> <p>本制度は、「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェン ダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、 パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応え、また、生 活上の不便の軽減につなげることを目的としており、婚姻の届出をしてい る者は対象とはしません。</p>
14	4	(4)	<p>現に婚姻関係にあるカップルのパートナーシップ制度利用に ついては、相互に婚姻関係にあることを証明する書類を提出 する方法が考えられます。</p>
15	4	(4)	<p>宣誓の要件として「②配偶者がいないこと」とされていますが、 「ただし、届出しようとする相手方と海外においてのみ婚姻し ている場合を除く」という点を補足してください。</p> <p>宣誓に係る相手方と海外において婚姻している場合は、本制度の対象と します。</p>
16	4	(4)	<p>宣誓の要件に滋賀県内に住所を有しているか、または滋賀県 内への転入を予定していることとあるが、広く人権を尊重す る社会を実現したいのであれば特段県内に限定する必要もな いかと思えます。そうすると障害者手帳やマイナンバーカード 等の現在ある証明方法を活用することが効率的だと思いま す。</p> <p>本制度は滋賀県が定める制度であるため、対象者はいずれか一方が滋賀 県内に住所を有しているか、または滋賀県内への転入を予定している者 とします。</p>

No.	案への御意見		県の考え方
	項目	御意見等(要約)	
5.手続きの方法等			
17	5	(1)	<p>手続きは県内市町に周知し、居住しようとする市町でも手続きができるようにすべきと考えます。</p> <p>本制度は、滋賀県が定める制度であり、個人情報を取り扱うため、手続きは県において行うこととしています。 なお、お住まいの市町が本制度を実施している場合、県と市町のいずれか、または両方において宣誓ができるよう調整します。</p>
18	5	(2)	<p>アウティングなどの心配もつきない世の中なので、申請や相談などの時に身バレしないということも視野に入れて欲しいと思います。</p> <p>申請等の際には事前調整を行い、希望に応じてプライバシーに配慮いたします。</p>
19	5	(4)	<p>(1)再交付の場合の証明年月日について 住宅ローン(ペアローンなど)の利用審査等で、パートナーである期間の証明を求められる可能性もあるので、「受領証」等の再発行の場合にも、最初の届出年月日を記載してください。 (2)受領証記載事項の変更手続きについて 宣誓後の改姓名(通名を含む)による修正、子の出生や養子縁組等による追加記載、子の独立による記載削除などにも対応するよう、記載事項の変更申請についても手続きを定め、明記してください。</p> <p>(1)受領証等の最初の交付年月日は、再発行時にも記載します。 (2)変更手続きについては、要綱に定めます。</p>
20	5	(5)	<p>ア①(パートナーシップが解消されたとき)については双方からの解消届の提出が必要ではないでしょうか。</p> <p>本制度では、パートナーシップの解消時に、民法上の婚姻のように離婚調停の申し立てを行うことができません。このため、パートナーシップを継続することができない状況となった場合に、トラブルを 방지、すみやかに関係性の解消ができるよう、一方の宣誓者のみから提出できることにしています。 一方の宣誓者のみから返還された場合には、他方の宣誓者に受領証の返還を求めます。</p>
21	5	(5)	<p>未成年の子の扶養については生計を一つにすることを考えれば、解消後にどちらが扶養するかについての確認が必要かと考えます。</p> <p>本制度は、子の扶養義務に影響を及ぼすものではありません。</p>
22	5	(5)	<p>パートナーの死亡に伴う生命保険金給付申請など、パートナーの死後もパートナー関係であったことの証明書が必要となる場合もあります。また死別したパートナーとの思い出の品として保存したい場合もあるでしょう。そうしたケースにも対応できるように、希望者には提出後に無効の穴あけ扱いをした上で、返却してください。上のようなケースへの対応も含め、県はそれぞれのパートナーシップが死亡や解消等で無効となったのちも、関係書類・情報を戸籍の除籍簿に準じて長期間(少なくとも 50 年以上)保存してください。</p> <p>希望者には、返還いただいた受領証を無効の処理をした上で返却するよう運用します。 また、本制度に関する関係書類・情報は、県の規定に基づいて保存いたします。</p>
6.本制度に対応する行政サービスの提供等			
23	6	行政	<p>具体的な行政サービスの内容はこれからなるようですが、当事者の実態や要求を十分にくみ取った内容にしてください。</p> <p>県は、本制度の趣旨により、法令等の範囲内において行政サービスを提供することとし、具体的なサービスについては、制度導入時にあわせて周知します。 また、市町や民間事業者等に対し、法や制度の趣旨について周知を行うとともに、生活上の不便の軽減につなげるためのサービスが提供されるよう理解を求めてまいります。</p>
24	6	行政	<p>制度を導入しようとしている事をたいへん歓迎します。行政サービスが、具体的な要求や当事者の声を十分反映したものとなるよう求めます。</p> <p>今後県民のみならずのご意見を伺いながら、制度の運用に努めてまいります。</p>
25	6	行政	<p>この骨子案からは具体的なサービスがあるのかわからないのですが市のサービスとの兼ね合いにおいてもぜひ連携してもらいたいです。 パートナーシップ宣誓制度を実施していない市町が県内では多数であるのが現状です。これらの市町へもこの制度の意義を伝えるとともに、制度の実施にむけて支援の役割を担うなど、滋賀県が性の多様性をすすめていて住みやすい自治体であるとアピールできるような体制をぜひつくりたいと切に願います。</p> <p>県は、本制度の趣旨により、法令等の範囲内において行政サービスを提供することとし、具体的なサービスについては、制度導入時にあわせて周知します。 また、市町や民間事業者等に対し、法や制度の趣旨について周知を行うとともに、生活上の不便の軽減につなげるためのサービスが提供されるよう理解を求めてまいります。</p>

No.	案への御意見		県の考え方	
	項目	御意見等(要約)		
26	6	行政	<p>・医療 県内の大学病院(滋賀医大)等にも協力要請し、対象に明記すると重病等の際にも安心です。 ・市町との連携によるサービス 県内市町と連携し、次の点についても、可能な市町から支援施策として推進してください。 (a)公営霊園の利用申し込み (b)住民票の続柄の「縁故者」記載について パートナーシップ申請届出者のうち希望者は、住民票の続柄を「縁故者」にできるようにしてください。</p>	市町や民間事業者等に対しては、法や本制度の趣旨について周知を行うとともに、生活上の不便の軽減につなげるためのサービスが提供されるよう理解を求めてまいります。
27	6	行政	<p>・里親認定登録 里親の認定登録にも活用できることも明記すると社会的養護の推進にもつながり望ましいのではないのでしょうか(東京都等に事例あり) ・県職員 県職員(警察官や教員も含む)への施策として、(1)慶弔休暇、扶養手当、育児休業、(2)配偶者同行休業の適用、等も含め(必要なら規程改正等の上で)明記すると、外郭団体や民間の取組を促すことにもなり、望ましいです。 ・「利用可能なサービス」の詳細情報公開と募集について 県のサイトで、制度の内容や手続きとともに、「利用可能なサービス」の詳細情報掲載と募集があるとありがたいです。</p>	県が所管する制度について、法令等の範囲内において行政サービスを提供することとし、具体的なサービスについては、制度導入時にあわせて周知します。
28	6	民間	<p>県内の民間企業者にも必ず周知と対応をするように求めます。対応ができていないか確認する仕組みも作っていただけるとより良いと思います。</p>	市町や民間事業者等に対しては、法や本制度の趣旨について周知を行うとともに、生活上の不便の軽減につなげるためのサービスが市町や民間事業者等からも提供されるよう、理解と協力を求めてまいります。
29	6	民間	<p>パートナーシップ宣誓制度の導入を心から歓迎します。ぜひ、民間の取り組みなどとも連携をして、制度の中身を充実させて頂きたいです。 とくに、居住の関係では同性同士では賃貸でも購入でもハードルが色々あり、その解消が少しでもできたら有り難いです。実際に私自身も同性のパートナーと家を探した時には『ルームシェアは大家さんに嫌がられるケースが多い。男女のカップルで同棲という状況であれば、普通に見つけて借りることが出来るが』と言われたことがあります。そもそも、ルームシェアという形でしか、借りられない状況にも困っています。導入されるであろうパートナーシップ宣誓制度では、法的拘束力は無いですが、ぜひLGBTQ当事者や家族が少しでも住みやすい滋賀県になることを願っています。</p>	
30	6	-	<p>一当事者として今回の滋賀県の動きを喜ばしく感じています。制度ができたことで私たちの暮らしがどのように変わるのか、実利的な部分にも部署横断的に取り組んでいただけると嬉しいです。 もちろん制度があること自体にも意味があって「私たちが無いものにしない。そういう場所に自分は住んでいる」と感じられることが、希望の光になったりもすると思います。 この制度を作ったままにせず、また一部の人たちだけに関係するものとせず、当事者に限らず広く周知をして関心を持ってもらえるものにしていけるかも今後大切になってくると思います。そのためにどんな取り組みができるのかを、ぜひ一緒に考えていきたいです。 まとまりのない文章になってしまいましたが、今回の動きに尽力いただいている県のみなさまには心から感謝しています。引き続きよろしくお願ひします。</p>	<p>県が所管する制度について、法令等の範囲内において行政サービスを提供することとし、具体的なサービスについては、制度導入時にあわせて周知します。 また、市町や民間事業者等に対し、法や本制度の趣旨について周知を行うとともに、生活上の不便の軽減につなげるためのサービスが市町や民間事業者等からも提供されるよう、理解と協力を求めてまいります。 今後も県民のみなさまのご意見を伺いながら、制度の運用に努めてまいります。</p>
31	6	-	<p>骨子案に記載されているジェンダーアイデンティティの定義および「県は、市町や民間事業者等に対し、法や制度の趣旨について周知を行うとともに、生活上の不便の軽減につなげるためのサービスが提供されるよう理解を求め。」とあるが、様々な業種において到底理解することはないと思います。他の多くの方の人権を無視することになりかねません。</p>	「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民のみなさんの理解が深まるよう努めるとともに、民間事業者等にも理解を求めてまいります。
8.制度運用開始時期				
32	8	-	<p>この制度創設を長年待ちわびているカップルや高齢カップルのためにも、そのスケジュールに沿ってすみやかな創設を望みます。</p>	本制度の導入について、計画的に進めてまいります。

No.	案への御意見		県の考え方
	項目	御意見等(要約)	
その他			
33	-	-	行政機関全体として、中央集権体制により政策を立案し、その実施手法は地方自治として行うため、各自治体がバラバラに動いてしまい全体的に無駄が多いと思います。(基本的に反対の意見ですが)実施するなら一度全国の自治体でどのように進めていくかしっかり意思疎通を図って行って欲しいです。政権与党内でも賛成よりも反対意見が多かった議題です。到底さまざま問題が発生することが懸念される大きな事柄です。きわめて慎重に進めていただきたいと思います。現在の憲法が定めている内容では足りないのでしょうか？なぜこのような多くの県民にメリットが特にならない政策を進めるのでしょうか？他にもっとやるべきことがあるのではないのでしょうか？多様性ということを進めるのであればLGBT法やその趣旨に従わないことも多様性です。矛盾が多くなるのであります。重ねて申し上げますが、極めて慎重に議論を重ね判断して頂きたいと思います。多様な意見を集めるためにも、HPで隠れて意見を集めるのではなく、滋賀割り等の愚策で使用したLINE等を使用してもっと広く意見が集まるようにしていただけないでしょうか？
34	-	-	まず滋賀県にもパートナーシップ制度を作ろうという動きが起ったことを喜びを持って歓迎します。
35	-	-	パートナーシップ宣誓制度につきまして、是非とも一日でも早い実現を願っております。 私は同性のパートナーと6年一緒に過ごしている当事者です。滋賀に6年前越えてきて一緒に住む事へのハードルの高さを身に染みて感じました。 賃貸を探した時に沢山のお部屋候補を出して頂きましたが、同性と共に住むとお伝えすると候補は数少なくなりました。人生の節目の年に愛する人と法的な効力は無くてもいいので、家族になりたいです。 様々なご意見や問題点があるかとは思いますが、強く願い続ける県民が居るということを知って頂けると幸いです。
36	-	-	大賛成です。 誰もが生きやすい社会の実現を滋賀県も率先して実行してほしいです。
37	-	-	滋賀県パートナーシップ宣誓制度に賛成の立場で意見を表明します。成人が誰と暮らすか、生活をともにしていくかを選択することは個人の自由として当然あるべきことですが、法や制度がみついていないために、異性パートナー関係以外を認めていないのは不合理です。そういった中、県が施策として、生活上の不便の軽減に努めようとする事は、多様性を掲げる県の姿勢と合致するところだと歓迎します。 残念ながら国レベルの法律がまだ変わっていない中ではありますが、県がこの制度を持つことは当事者への精神的な支援にもつながります。
38	-	-	滋賀県パートナーシップ宣誓制度に賛成です。是非良い内容にしてください。期待してます。誰もが生きやすい社会にしたいです
39	-	-	まず、パートナーシップ宣誓制度の導入について、大変意義があることだと考えます。この制度を導入することで同性カップルなどが抱えている生きづらさを少しでも解消できると思います。大いに賛成です。
40	-	-	他県に住む、LGBTQ当事者です。 今回、「滋賀県パートナーシップ宣誓制度(骨子案)」についての情報を知り、メールを送らせていただきました。制度に賛成致します。制度を成立させていただきたく思い、メールを送らせていただきました。よろしくお願い致します。
			本制度の構築にあたっては、同様の制度を導入している地方公共団体の事例等を参考にしました。 本制度は、「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応え、また、生活上の不便の軽減につなげることを目的としています。 本制度はすでに多くの地方公共団体で導入されており、各地方公共団体が独自で実施しているものであり、今後、必要に応じて連携を図ってまいりたいと考えております。 なお、ご意見のとおり、様々なご意見や考え方があることは承知しており、慎重に進める必要があると考え、県民政策コメント等により広くご意見をいただいたところです。 また、県民政策コメントの実施については、県ホームページやしらが(メール、LINE)等により広く周知を行ったところです。
			「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応えること等により、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指してまいります。

No.	案への御意見		県の考え方
	項目	御意見等(要約)	
41	-	-	性の多様性の存在が少しずつ理解されるようになってきています。しかし、私には想像を超える、当事者にとって生きづらい問題がいっぱいあると思います。できることからひとつでも生きやすい社会になるための施策が生まれ、今回の制度が導入されることは、その実現への一歩となります。また、まだ都道府県レベルでは導入が少ないなかで滋賀県がいち早く導入しようとするのは、県民へはもちろん、全国の方にも同性婚への理解を深めていくことになると評価します。
42	-	-	パートナーシップ宣誓制度の創設に賛成いたします。LGBT等の当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげられるよう、制度を運用していただくことを期待します。また、制度について広く周知していただき、県民の理解増進にもつなげてもらいたいと思います。
43	-	-	滋賀県全域でパートナーシップ宣誓制度をすすめていくことに賛同いたします。都市間連携もすすめていくという新聞記事も以前に見た気がするのですが、ぜひ大阪、京都、兵庫、そして奈良県ともすすめていけたらと思います。
44	対象外		国に対して同性婚を認めるよう働きかけを県としてもして欲しいです。
45			まだ同性婚が法的に認められていないことから、パートナーシップ制度には限界があります。これを機に国に対して同性婚を法的に認めるよう改正を求めてほしいと思います。
46			同時に国にも同性婚を認めるように働きかけるを望みます。
47			すべての人の人権が尊重されるよう、県としてもこの制度導入を機に、法的改正を国に対して求めてください。
			「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応えること等により、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指してまいります。
			「LGBT理解増進法」の趣旨を踏まえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるとともに、パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応えること等により、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指してまいります。また、他自治体との連携についても、今後進めてまいります。
			法律による婚姻制度については、国民の様々な意見を踏まえて、国において議論、検討されるものと考えております。